

第一章 冒頭の規定及び一般的定義

第A節 冒頭の規定

第一・一条 自由貿易地域の設定

締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従い、ここにこの協定の規定に基づいて自由貿易地域を設定する。

第一・二条 他の協定との関係

1 各締約国は、この協定と締約国の現行の国際協定とを共存させるとの締約国の意図を認めつつ、次の権利及び義務を確認する。

(a) 全ての締約国が締結している現行の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）との関係において、

他の締約国に対して当該各締約国が有する現行の権利及び義務

(b) 当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している現行の国際協定との関係において、当該

他の締約国に対して当該各締約国が有する現行の権利及び義務

2 締約国がこの協定の規定について当該締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の

規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、当該他の協定を締結している関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、第二十八章（紛争解決）の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない（注）。

注 この協定の適用上、締約国は、一の協定が物品、サービス、投資又は者に対しこの協定に基づいて与えられる待遇よりも有利な待遇を与えるという事実をもって、この2の規定の意味における抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

第B節 一般的定義

第一・三条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

「この協定」とは、環太平洋パートナーシップ協定をいう。

「APEC」とは、アジア太平洋経済協力をいう。

「中央政府」とは、各締約国について附属書一―A（締約国別の定義）に定める意味を有する。

「委員会」とは、第二十七・一条（環太平洋パートナーシップ委員会の設置）の規定に基づいて設置される環太平洋パートナーシップ委員会をいう。

「対象投資財産」とは、一の締約国について、当該一の締約国の領域内の他の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定がこれらの締約国について効力を生ずる日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

「税関当局」とは、関税に関する法令及び適当な場合には関税に関する政策の運用について締約国の法令に基づいて責任を負う権限のある当局をいい、各締約国について附属書一―A（締約国別の定義）に定める意味を有する。

「関税」には、製品の輸入に際し、又は製品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金並びに製品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。ただし、次のものを含まない。

- (a) 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (b) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であつて、提供された役務の費用に応じるもの

(c) ダンピング防止税又は相殺関税

「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

「日」とは、歴日をいう。

「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

「産品」又は「物品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

「締約国の産品」又は「締約国の物品」とは、千九百九十四年のガットにおいて了解されている国内産品又は締約国間で合意する産品若しくは物品をいい、締約国の原産品を含む。

「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給における利用を目的とするものを除く。）をいう。

「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各級の注釈及び各号の注釈を含む。）であつて、締約国によりそれぞれの国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「措置」には、法令、手続、要求又は慣行を含む。

「国民」とは、附属書一―A（締約国別の定義）に定義する「締約国の国籍を有する自然人」又は締約国の永住者をいう。

「原産」とは、第三章（原産地規則及び原産地手続）又は第四章（繊維及び繊維製品）に定める原産地規則に従って原産品とされることをいう。

「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

「者」とは、自然人又は企業をいう。

「締約国の者」とは、締約国の国民又は企業をいう。

「関税上の特恵待遇」とは、附属書二―D（関税に係る約束）の各締約国の関税率表に従って原産品について適用する関税率をいう。

「回収された材料」とは、一又は二以上の個々の部品の形態をとる材料であって、次の作業の結果として得られるものをいう。

(a) 使用済みの製品の個々の部品への分解

(b) 適正な作動状態に改良するために必要な(a)に規定する部品の洗浄、検査、試験その他の加工

「再製造品」とは、統一システムの第八四類から第九〇類までの各類又は第九四・〇二項に分類される産品（第八四・一八項、第八五・〇九項、第八五・一〇項、第八五・一六項、第八七・〇三項、第八四一四・

五一号、第八四五〇・一一号、第八四五〇・一二号、第八五〇八・一一号及び第八五一七・一一号に分類される産品を除く。)であつて、回収された材料によつて完全に又は部分的に構成され、かつ、次の要件を満たすものをいう。

- (a) 当該産品が新品である場合と同程度の耐用年数及び同一又は類似の性能を有すること。
- (b) 当該産品が新品である場合に付される保証書と類似の保証書が付されていること。

「地域政府」とは、各締約国について附属書一―A（締約国別の定義）に定める意味を有する。

「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。

「衛生植物検疫措置」とは、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aの1に定義する措置をいう。

「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

「中小企業」とは、零細企業を含む中小企業をいう。

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

「公的企業」とは、締約国が所有し、又は持分の所有を通じて支配している企業をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

「領域」とは、各締約国について附属書一―A（締約国別の定義）に定義する意味を有する。

「繊維又は繊維製品」とは、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる産品をいう。

「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう（注）。

注 貿易関連知的所有権協定には、世界貿易機関設立協定に基づいてWTOの加盟国によって決定される貿易関連知的所有権協定の規定の義務の免除であつて締約国間で効力を有するものを含む。

「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

附属書一―A 締約国別の定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、第一・三条（一般的定義）の規定に加え、

- 「中央政府」とは、次の政府をいう。
- (a) オーストラリアについては、連邦政府
 - (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、国の政府
 - (c) カナダについては、カナダ政府
 - (d) チリについては、国の政府
 - (e) 日本国については、日本国政府
 - (f) マレーシアについては、連邦政府
 - (g) メキシコについては、連邦政府
 - (h) ニュージーランドについては、国の政府

- (i) ペルーについては、国の政府
- (j) シンガポールについては、国の政府
- (k) アメリカ合衆国については、連邦政府
- (l) ベトナムについては、国の政府

「税関当局」とは、次の当局又は当該当局の後継機関をいう。

- (a) オーストラリアについては、オーストラリア入国管理・国境警備局
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、関税・消費税庁
- (c) カナダについては、カナダ国境サービス庁
- (d) チリについては、チリ税関庁
- (e) 日本国については、財務省
- (f) マレーシアについては、マレーシア関税庁
- (g) メキシコについては、財務公債省
- (h) ニュージーランドについては、ニュージーランド関税局

- (i) ペルーについては、関税・税務監督庁
 - (j) シンガポールについては、シンガポール税関
 - (k) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国税関・国境取締局並びに執行、情報共有及び調査に関する規定については、適用される範囲内で、アメリカ合衆国入国管理・関税執行局
 - (l) ベトナムについては、ベトナム税関総局
- 「締約国の国籍を有する自然人」とは、次の者をいう。
- (a) オーストラリアについては、オーストラリア市民権法（二千七年）（随時行われる改正を含む。）又は同法を承継する法令に定義する同国の市民である自然人
 - (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、同国の法令に基づく同国の臣民
 - (c) カナダについては、同国の法令において同国の市民である自然人
 - (d) チリについては、チリ共和国政治憲法第十条に定義するチリ人
 - (e) 日本国については、同国の法令において同国の国籍を有する自然人
 - (f) マレーシアについては、同国の法令に従い同国の市民である自然人

- (g) メキシコについては、適用のある同国の法令に従い同国の国籍を有する者
 - (h) ニュージールランドについては、市民権法（千九百七十七年）（随時行われる改正を含む。）又は同法を承継する法令に定義する市民である自然人
 - (i) ペルーについては、ペルー政治憲法その他関連する国内法令に従い、出生、帰化又は選択によって同国の国籍を有する自然人
 - (j) シンガポールについては、同国の憲法及び国内法令にいう同国の市民である者
 - (k) アメリカ合衆国については、移民・国籍法に定義する「アメリカ合衆国の国民」
 - (l) ベトナムについては、同国の憲法及び国内法令にいう同国の市民である自然人
- 「地域政府」とは、次のものをいう。
- (a) オーストラリアについては、同国の州、オーストラリア首都特別地域又は北部準州
 - (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、地域政府の規定は、適用しない。
 - (c) カナダについては、州又は準州の政府
 - (d) チリについては、単一制の共和国であるため、地域政府の規定は、適用しない。

- (e) 日本国については、地域政府の規定は、適用しない。
 - (f) マレーシアについては、マレーシア連邦憲法におけるマレーシア連邦の州
 - (g) メキシコについては、メキシコ合衆国の州
 - (h) ニュージージーランドについては、地域政府の規定は、適用しない。
 - (i) ペルーについては、ペルー政治憲法その他適用のある法令における地域政府
 - (j) シンガポールについては、地域政府の規定は、適用しない。
 - (k) アメリカ合衆国については、同国の州、コロンビア特別区又はプエルトリコ
 - (l) ベトナムについては、地域政府の規定は、適用しない。
- 「領域」とは、次のものをいう。
- (a) オーストラリアについては、次の(i)に規定する海外地域を除き、(ii)に規定する区域を含む同国の領域
 - (i) ノーフォーク島地域、クリスマス島地域、ココス（キーリング）諸島地域、アシユモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域以外の全ての海外地域
 - (ii) オーストラリアが国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する同国の領空、領海、接続水

域、排他的経済水域及び大陸棚

(b) ブルネイ・ダルサラーム国については、同国の領土、内水及び領海（同国の領海の上空並びに同国が主権を行使する海底及び海底の下に及ぶ。）並びに同国の領海の外側に位置する海域であつて、同国が海底、海底の下及びこれらの上部水域並びに天然資源について主権的権利及び管轄権を行使する区域として、国際法に基づき、同国の法令により指定したもの又は今後指定することのあるもの

(c) カナダについては、次の(i)から(iii)までの区域

(i) カナダの領土、領空、内水及び領海

(ii) 千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約（以下この附属書において「国連海洋法条約」という。）第五部の規定に従い、カナダの国内法令によって決定される同国の排他的経済水域

(iii) 国連海洋法条約第六部の規定に従い、カナダの国内法令によって決定される同国の大陸棚

(d) チリについては、同国の主権の下にある陸地、海域及び空域並びに同国が国際法及び同国の国内法令に基づいて主権的権利及び管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

- (e) 日本国については、同国の領域並びに同国の領海の外側に位置する全ての区域（海底及び海底の下を含む。）であつて、同国が国際法（国連海洋法条約を含む。）及び同国の法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使するものは
- (f) マレーシアについては、同国の領土、内水及び領海並びに当該領海の外側に位置する海域であつて、同国が海底、海底の下及びこれらの上部水域並びに天然資源について主権的権利及び管轄権を行使する区域として、国際法に基づき、同国の国内法令により指定したものの又は将来指定することのあるもの
- (g) メキシコについては、次の(i)から(vi)までの区域
 - (i) 連邦の州及び連邦区
 - (ii) 隣接する海域にある島（礁及び州島を含む。）
 - (iii) 太平洋に位置するグアドループ島及びレビジャヒヘド諸島
 - (iv) 大陸棚並びに(ii)及び(iii)に規定する島、州島及び礁の海面下の棚状の土地
 - (v) 国際法に基づく領海の水域及びその内側の海域
 - (vi) 国際法に基づく領域の上にある空域

- (vii) メキシコの領海の外側に位置する区域であつて、同国が国際法（国連海洋法条約を含む。）及び同国の国内法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができるもの
- (h) ニュージールランドについては、同国の領域（トケラウを除く。）並びに同国が天然資源について国際法に基づいて主権的権利を行使する排他的経済水域、海底及び海底の下
- (i) ペルーについては、ペルー政治憲法その他関連する国内法令及び国際法に基づいて同国の主権又は主権的権利及び管轄権の下にある本土の領土、島、海域及びそれらの上空
- (j) シンガポールについては、同国の領土、内水及び領海並びに当該領海の外側に位置する海域であつて、同国が海洋、海底、海底の下及び天然資源について主権的権利又は管轄権を行使することができる区域として、国際法に基づき、同国の国内法令により指定したもの又は将来指定することのあるもの
- (k) アメリカ合衆国については、次の(i)から(iii)までの区域
 - (i) アメリカ合衆国の関税地域（五十州、コロンビア特別区及びプエルトリコを含む。）
 - (ii) アメリカ合衆国及びプエルトリコに位置する外国貿易地区
 - (iii) アメリカ合衆国の領海及び当該領海の外側に位置する区域であつて、同国が国連海洋法条約に反映

されている国際慣習法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができるもの

(1) ベトナムについては、領土、島、内水、領海及びそれらの上空並びに当該領海の外側に位置する海域

(海底及び海底の下並びに海底及び海底の下にある天然資源を含む。)であつて、同国が同国の国内法令及び国際法に基づいて主権、主権的権利又は管轄権を行使するもの